

(仮称) 札幌市町内会に関する条例 (素案)

皆さまからご意見を募集します (パブリックコメント)

平成 30 年 (2018 年) 8 月 札幌市

募集期間： 平成 30 年 (2018 年) 8 月 13 日 (月) から

平成 30 年 (2018 年) 9 月 12 日 (水) まで (必着)

「(仮称) 札幌市町内会に関する条例 (素案)」に対するご意見を募集します。
お寄せいただいたご意見を参考に条例案を策定する予定です。

ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方をまとめ、ホームページで公開します。

ご意見の提出方法・提出先

・ご意見は○ページの「ご意見記入シート」、又はこれに準じた様式に記入の上、下記まで郵送、ファクス、持参または電子メールにて提出してください。

●ご意見の提出先

札幌市 市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課

住所：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 13 階

ファクス：011-218-5156 電子メール：shiminjichi@city.sapporo.jp

- ・持参の場合は、平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分の間にお持ちください。
- ・電子メールの場合、件名に「条例素案に対する意見」と記載し、メールの本文に、氏名、住所、年齢、意見内容を記載してください。(ウィルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。)

留意事項

- ◇ お電話、口頭によるご意見の受付はいたしかねますのでご了承ください。
- ◇ ご意見の提出に当たっては、お名前、ご住所のご記入をお願いいたします。
(ご意見の概要を公表する際は、お名前、ご住所は公開いたしません)
- ◇ お名前、ご住所等は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従い適切に取り扱います。
- ◇ ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

資料の配布場所

- ◇札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）
13階 市民自治推進課、2階 市政刊行物コーナー
- ◇各区役所 総務企画課広聴係
- ◇各まちづくりセンター
- ◇ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/jourei/iinkai.html>

（仮称）札幌市町内会に関する条例（素案）パブリックコメントについて

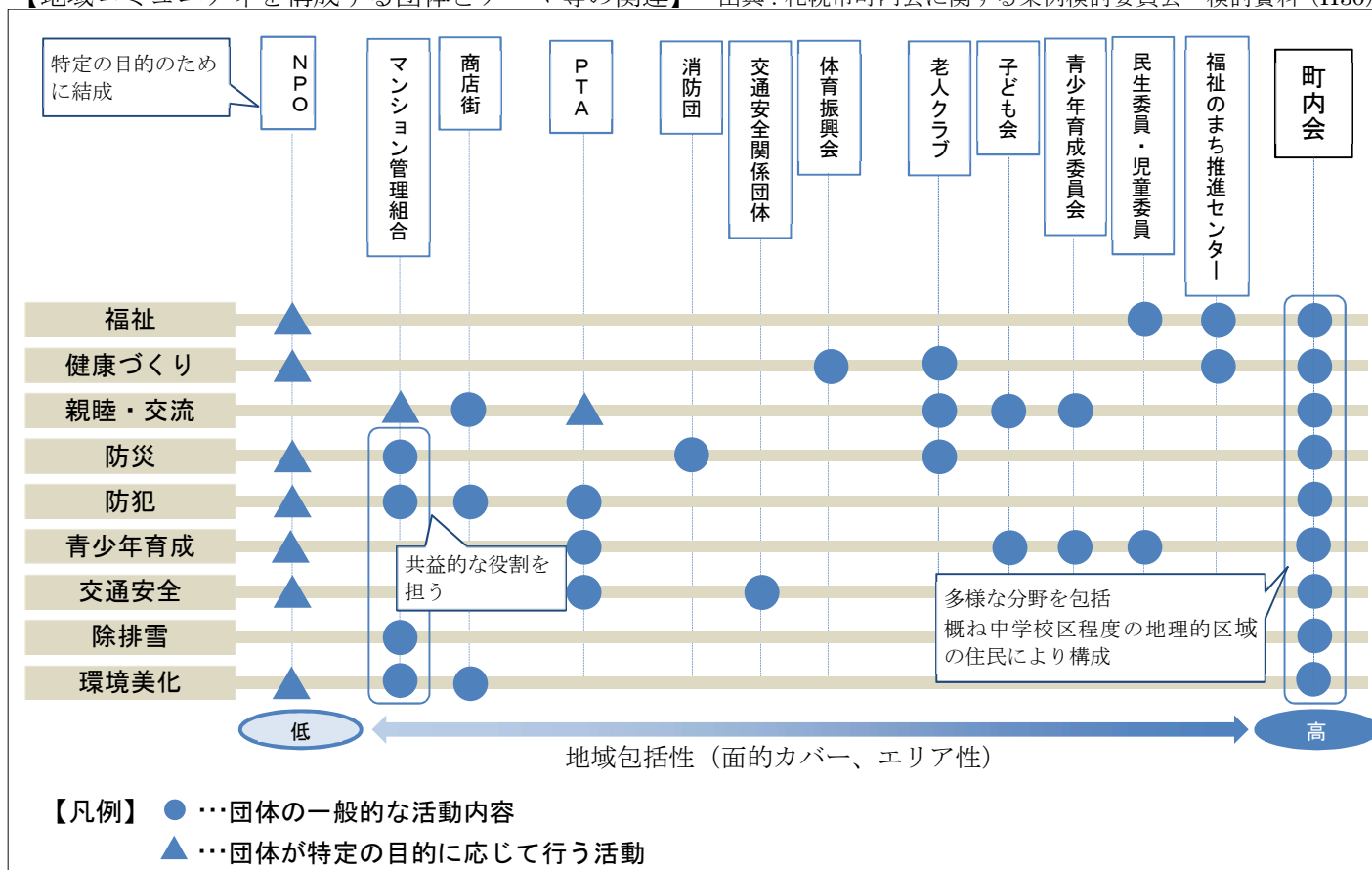
●なぜ、「町内会」なの？

町内会は、ごみステーションや街路灯の管理、花壇の花植えといった環境の美化や防犯に関する取組をはじめとして、高齢者・子どもの見守りや防災活動など、地域を構成する様々な団体の中でも、特に私たちの生活に密着し、様々な分野にわたって関わっています。



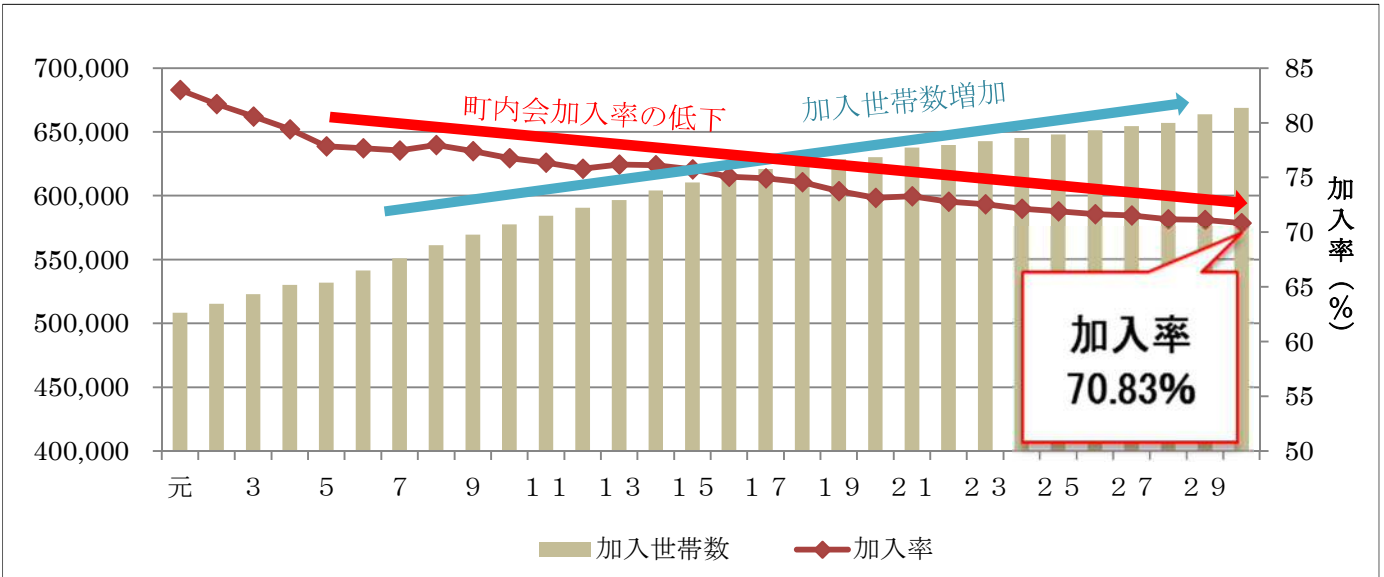
地域を構成する様々な団体と、その役割等の一例をまとめたものが以下の図です。地域によって構成団体やその活動内容は異なりますが、町内会は地域コミュニティの中心的な役割を担っていると言えます。

【地域コミュニティを構成する団体とテーマ等の関連】 出典：札幌市町内会に関する条例検討委員会 検討資料（H30）



また近年では、災害時の助け合いなど、特に防災面において町内会の重要性が浮き彫りになっています。しかし、町内会への加入率は減少傾向にある（次ページ【札幌市の町内会加入率の推移】参照）ことから、地域の活力が下がっていくことが心配されています。

そこで、改めて町内会に着目した取組が必要であると考えています。



●なぜ、「条例」を作るの？

町内会の重要性や役割を、改めて市民のみなさんと共有し、更なる活性化を進めていくためには、「条例」を制定し、それを基に、様々な施策を行っていくことが必要であると考えています。

●他にも市民のまちづくりに関する条例があるの？

札幌市には、「札幌市自治基本条例」（以下「自治基本条例」といいます。）と「札幌市市民まちづくり活動促進条例」（以下「市民まちづくり活動促進条例」といいます。）という二つのまちづくりに関する条例があります。町内会に関する条例は、その二つを基礎として、町内会に特化した内容とすることを想定しています。

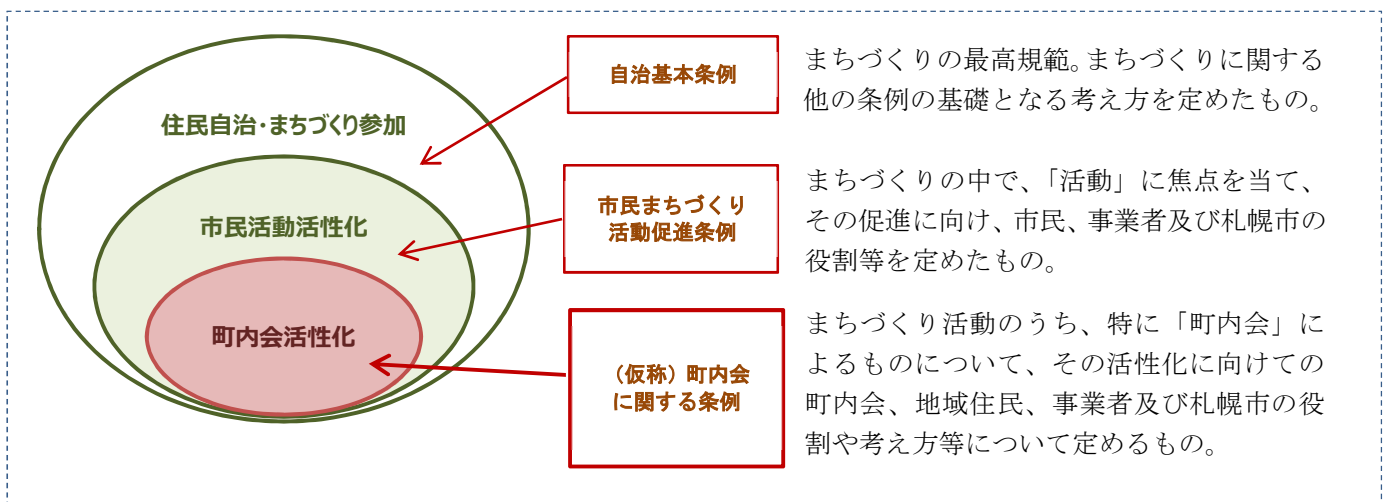
自治基本条例

札幌市のまちづくりの最高規範であり、まちづくりを進めていくための基本的な理念や原則等を定めたものです（平成19年（2007年）4月1日施行）。

市民まちづくり活動促進条例

自治基本条例の原則に基づき、市民によるまちづくり活動をより活発にするための基本理念や札幌市の支援体制等について定めたものです（平成20年（2008年）4月1日施行）。

【3条例の関係図】



条例制定の背景及び趣旨

1 条例制定の背景

町内会は、札幌市内の各地域において、地域住民の日常の交流を通じて、高齢者の福祉や防災・防犯、清掃や環境美化、冬期の除排雪などの面から、多岐にわたって私たちの生活を支えるなど、地域コミュニティの中心的な役割を担ってきました。札幌市は、そうした町内会の役割を踏まえ、地域のまちづくりの拠点であるまちづくりセンターや区を通じ、町内会の活動への支援を行ってきました。

しかし、少子高齢化や核家族化などによる世帯構成の変化や、集合住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、住民意識や生活環境の変化などに伴い、町内会においては、加入率の低下、役員の高齢化や担い手不足などにより、今後、ますます地域の活力が低下していくことが危惧されています。

町内会は、地縁によって結ばれた支え合いの場であり、これまで札幌市の発展に大きく貢献してきました。子どもや高齢者の日頃の見守りだけではなく、地震や豪雨などの自然災害をはじめとする非常時に備えるためにも、今後ますます必要となる地域の重要な力です。また、町内会は、身近な市民参加の機会でもあり、地域住民が主体となってまちづくりを進めるための礎となります。

2 制定の趣旨

こうした背景を踏まえ、町内会の意義や重要性などの理念を改めて共有し、町内会、地域住民、事業者、市の役割を明らかにし、この四者が一体となって町内会の活性化に取り組むことが求められています。

札幌市は、市民が主体のまちづくりを基本理念として、札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例を定めています。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会を応援するために、この条例の制定を目指します。

条 例 （ 素 案 ）

1 前 文

条例制定の背景及び趣旨を盛り込んだ前文を設けることで、町内会の意義や役割、重要性をしっかりと示すこと、条例が目指す札幌の姿を分かりやすく表現するものとします。

2 目 的

町内会が地域コミュニティの中心として重要な役割を担っているという認識を広く共有するとともに、町内会の一層の活性化に際しての基本理念や市の責務等を定めることによって、町内会の活動を促進し、安全安心で暮らしやすく、いきいきとした地域コミュニティの実現に寄与することを目的とします。

3 定 義

町内会は、「良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定の範囲の区域に所在する世帯及び事業所等により地縁に基づいて形成された町内会、自治会などの団体」とします。

4 基本理念

町内会の一層の活性化を図る際には、次の事項を基本理念とします。

- (1) 地域住民の交流を促進することによって、地域住民が相互に協力しながら、自主的に町内会の活動が行われるようにしましょう。
- (2) 町内会の活動が行われるに際しては、地域住民の相互の理解に基づき、様々な価値観や自主性を尊重しましょう。

5 町内会の活性化に取り組む主体の役割・責務

町内会の活性化に向けての取組に当たっては、町内会、地域住民、事業者、市が各々の役割を認識し、等しく地域の一員であるという意識を持ちながら、一体となって町内会の一層の活性化に取り組むことが重要であることから、それぞれ次のような役割を担うこととします。

(1) 町内会の地域における役割

ア 町内会は、環境美化や防犯その他の活動を通じ、地域住民の生活を支える地縁に基づく団体として、地域コミュニティの活性化を推進するよう努め

るものとしします。

- イ 町内会は、地域住民の誰もが町内会へ参加や協力をよりしやすいものとなるよう、その活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとしします。
- ウ 町内会は、地域住民に対し、運営内容がより分かりやすいものとなるよう、その透明性の更なる向上に努めるものとしします。
- エ 町内会は、地域住民の自発的な加入がより図られるよう、加入促進の取組に努めるものとしします。
- オ 町内会は、良好な地域コミュニティの維持及び形成のために、町内会の連合体や他の町内会、地域でまちづくり活動を行う諸団体、その他事業者との連携を深めるよう努めるものとしします。

(2) 地域住民の役割

地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、その一員であることを認識し、町内会の意義や重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加や協力を努めるものとしします。

(3) 事業者の役割

- ア 事業者は、自らも地域の一員として、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会の重要性をよく理解し、町内会の活動への参加や協力を努めるものとしします。
- イ 住宅の建築や販売、賃貸や管理（これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。）を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入、町内会の設立に資する情報の提供に努めるものとしします。
- ウ 住宅の建築等を行う事業者やその連合体は、住宅の建築等を行うに際し、次項目(4)市等の責務 ア及びイの市の支援措置に協力するものとしします。

(4) 市等の責務

- ア 市は、地域住民の自発的な町内会への加入、又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとしします。
- イ 市は、町内会に対する地域住民の理解と関心を深め、及び町内会の活動への地域住民の一層の参加や協力を促進するため、広報活動、啓発活動その他必要な支援措置を講ずるものとしします。
- ウ 市は、ア及びイの支援のため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとしします。
- エ 市は、町内会の一層の活性化に関する施策を行う際には、町内会の意見を

勘案して行うものとしします。

オ 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合には、関係する部署間の連携に努め、町内会の負担が過重にならないよう十分に配慮するものとしします。

カ 市職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、その更なる活性化を推進する視点に立って、職務を遂行するものとしします。

6 条例の施行時期

条例の施行は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日を予定しています。

(仮称) 札幌市町内会に関する条例 (素案) ご意見記入シート

氏名		年齢	歳
住所			
意見	※どの項目に対するご意見か分かるように記載してください。		

用紙が足りない場合は、別紙にご記入の上ご提出ください。(氏名・住所は必ず記載してください。)